

議案第 26 号

三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

三田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「居住する者」を「居住し、勤務し、又は通学する者」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 団長が特に必要と認める者

「

別表中

警戒手当	1回 2,000円
式日手当	1回 1,100円
訓練手当	1回 2,300円以内
水・火災出動手当	1回 1,800円

を

」

「

水・火災等災害出動手当	1回 3,000円
水・火災等災害以外の出動手当	1回 2,500円

に改める。

」

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。